

躍進

46—6号

東洋交通労働組合



今回の団体交渉は3月10日
を予定しています。

（組合側）新飛沫防止シールドの装着について進行状況はどうなっていますか？
（経営側）2月に発注をして、3月〜4月には装着完了予定です。

（組合側）不安定な状況は今年いっぱい続くだろうと言われてます。コロナ禍で約8万9千人が解雇されているという状況の中、「苦しい時にこの会社について良かった」と思われるような回答をして頂きたい。
（経営側）この時期に大切なことは、どんなに大変な時でも最高のサービスを提供し、お客様から選ばれるタクシーであることが、いずれ自分に戻ってくるということ。大変な状況だということとは十分理解しているが、乗務員の皆さんには投げ出さず頑張りてもらいたい。

全自交東京地連 「2021春闘方針」 第1回 中央委員会

上部団体の全自交東京地連は、千駄ヶ谷の全自交会館において3月5日に第1回中央委員会を開催し、「2021春闘方針」を確認した後、「スト権」を確立しました。これを受けて「2021春闘統一要求書」の回答指定日を今月25日としました。制度政策要求では5月18日に予定する国会議員らに対する請願行動について、請願署名の締め切りを4月26日とし、加盟単組の組合員への署名協力と締切徹底を求めました。溝上執行委員長は「お客様の移動確保のために命がけで取り組んでいる仲間に向けて春闘にしなければならぬ」と決意を述べました。開会のあいさつでは、菊池のみ副執行委員長が「今春闘では要求を控える組合組織もあるなどと聞きます。厳しい情勢だが、厳しいからこそ要求はしなければならぬ。コロナ禍の中でも多くの仲間が働いています。この力を集結して春闘方針を固めてほしい」と求めました。続いて溝上委員長は「感染対策を徹底したニューノーマルタクシーを1両でも多く走らせることが乗務員と利用者の安心・安全はもちろむための大きなアピールに繋がる」と強調しました。

第2回 団体交渉

3月9日（水）14時から本社棟301会議室において第2回団体交渉が行われました。経営側からは木塚所長、吉岡副所長が出席、組合側は菊池執行委員長、筒井書記長、河西執行委員、杉元執行委員の4名が出席しました。始めに、日本交通グループ連絡協議会からの「2021年春闘統一要求書」、上部団体である全自交東京地連からの「統一要求書」を木塚所長に手渡しました。

日交グループ春闘要求

●労働者負担の撤廃
●無線配車時の補償の完全履行
●車両代替6年又は60万キロ

●スタッドレスの全輪装着
●車載機器不具合の改善
●有給休暇の平均当取補償

（※既に東洋では取れているものも含まれています）

東京地連春闘要求

●年間12万円の原資要求
●A型賃金の一時金の要求
●足切り基準の見直し・引き上げ、一時金支給基準の緩和

●乗務員負担の撤廃
●退職金の制度化
●65歳までの雇用保障

●労災補償の見直し
●有給休暇の仮想当取補償
●事前協議制と合意協定の締結

●単組要求との同時解決
●交通政策の積極的取り組み
●以上の要求について3月29日に回答することを求めました。

フードデリバリーの実車キロ 前向きに検討

（経営側）賃金要求のフードデリバリーの実車キロについて、無線センターからデータとして取れることが確認できました。実際にどのようなデータが確認してみたいとお考えですが、1カ月のトータルの上を1キロ当たり424円で割って計算すれば実車キロは算出できます。昨日は日交全体でフードデリバリーの件数が21件の中で東洋は2件でした。一日にそれくらいは件数であれば賞与の計算時にまとめて入力する作業もできないことではありません。前向きに検討していきます。これはいつまでの期間での要求ですか？

（組合側）コロナが終息すればフードデリバリーの配車もなくなるかもしれませんが、現時点で不利益な扱いになっているに違いないので、是非

賞与算定の2020年12月からの実車キロを反映させて頂きたい。今度の4月の賞与に反映する事は可能ですか？

（経営側）12月〜3月までのデータが無線センターから取れるかどうか確認します。

（組合側）賃金の改善については全部を見直し、協議していかないと回答は難しいと思います。春闘の回答は4月度になってしまおうので本来は次の8月の賞与からの実施となりますが、頑張っている乗務員の為にも、データが取れる月からでも良いので賞与に反映させてあげて欲しい。
（経営側）検討します。

その他の要求項目については現状維持という回答でした。次回3月23日に交渉を行う予定です。

訃報

本馬場広海さん（5669）が2021年2月27日に享年51才で逝去されました。今年の3月で在籍8年を迎えるところでしたが、先月体調を崩され入院して治療を行っていましたが、帰らぬ人となってしまいました。いつも笑顔で煙草を吸いながらお話をしていた姿が印象的でした。亡くなったという現実が未だに受け入れることができず、本当に残念です。心よりご冥福をお祈り致します。

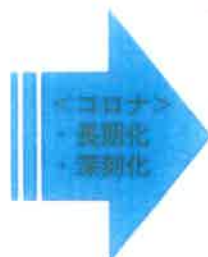
コロナ禍における〈ろうきん〉の 特別対応について



〈ろうきん〉は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「勤労者生活支援特別融資制度(新規・無担保)」の業態統一对応について、以下の通り取扱期間の延長と一部制度の拡充を実施します。

<2020.4.1~2021.3.31まで>

対象者	新型コロナの影響での収入減少等により生活資金等が必要な会員組合員
融資金利	年1.50% (固定金利、保証料込)
限度額	100万円(教育・住宅資金を含む場合は300万円)



<2021.4.1~2022.3.31まで>

対象者	新型コロナの影響での収入減少等により生活資金等が必要な会員組合員
融資金利	年1.00% (固定金利、保証料込)
限度額	200万円(教育・住宅資金を含む場合は300万円)

※制度の詳細については各ろうきんにご確認ください

その他、既往融資の返済条件の見直しなど、〈ろうきん〉ではすべての勤労者の生活支援に向けた対応を行っています。詳細につきましては、お近くの〈ろうきん〉へご相談ください。

お近くの
ろうきんの
WEBサイト
はこちら



労金の融資が受けられなかった方へ 福祉協議会「緊急小口資金」貸付のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した方を対象に、総合支援資金の再貸付(最大60万円)を実施します。受付期間は、令和3年2月19日(金)から3月末までです。お住いの自治体の自立相談支援機関にご相談の上、市区町村の福祉協議会にお申込み下さい。

●総合支援基金 生活再建までに必要な生活費用をお貸しします。

《対象者》新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

《貸付上限額》 ●(二人以上世帯)月20万円以内 ●(単身世帯) 月15万円以内

貸付期間:原則3月以内

《据え置き期間》 1年以内 《償還期限》 10年以内 《貸付利子・保証人》 無利子・不要

(今回の特例措置では償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します)

「新型コロナウイルス感染症対策」 「ライドシェア合法化反対」制定を求める 請願署名にご協力をお願いします！

ハイタクフォーラムが2021年5月18日に請願行動を行います。タクシー・バス産業の破壊を引き起こすライドシェアの合法化に反対し、地域公共交通として重要な役割を担うハイヤー・タクシーの機能が十分発揮できるよう、タクシー適正化・活性化特別措置法の再改正を求める署名です。私達の産業を守る為、一人でも多くの署名が必要です。組合員の皆さん、ご協力をお願いします！！